

新旧対照表

○神奈川県環境影響評価条例施行規則

新						旧					
別表第 1 （第 1 条関係）						別表第 1 （第 1 条関係）					
番号	事業 の種 類	要件				番号	事業 の種 類	要件			
		内容	規模、実施される地域等					内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域				甲地域	乙地域	その他の地域
(略)						(略)					
3	鋼索 鉄 道、 索道 の建 設	鉄道事業法施行規則第 4 条第 6 号に規定する鋼索鉄道又は同令第 47 条第 1 号に規定する普通索道の新設（新たに起点又は終点を設定して線路又は索条を設置することをいう。）	全事業	全事業	鋼索鉄道の建設で延長が 1 キロメートル以上である事業（他の対象事業に含まれる事業を除く。）	3	鋼索 鉄 道、 索道 の建 設	鉄道事業法施行規則第 4 条第 6 号に規定する鋼索鉄道又は同令第 47 条第 1 号に規定する普通索道の新設（新たに起点又は終点を設定して線路又は索条を設置することをいう。）	全事業	全事業	全事業
(略)						(略)					
7	電気 工作 物の 建設	(1) 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物のうち、発電（水力、火力、	(略)	(略)	(略)	7	電気 工作 物の 建設	(1) 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物のうち、発電（水力、火力、	(略)	(略)	(略)

新						旧					
		地熱、原子力若しくは風力を原動力とするものの又は太陽光を電気に変換するものに限る。) のために設置するもの(太陽光を電気に変換する発電のために設置するものにあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。以下「発電電気工作物」という。)の新設						地熱、原子力若しくは風力を原動力とするものの又は太陽光を電気に変換するものに限る。) のために設置するもの(以下「発電電気工作物」という。)の新設			
		(2)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(略)						(略)					
9	高層	建築基準法第	建築基準法施	建築物の高さ	建築物の高さ	9	高層	建築基準法	建築基準法施	建築物の高さ	建築物の高さ

新						旧					
	建築物の建設	2条第1号に規定する建築物の新設	行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上である事業	が100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業	が100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業		建築物の建設	（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新設	行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上である事業	が100メートル以上で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上である事業。ただし、 <u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行等により、都市の基盤が整備され、かつ、環境に配慮された土地の高度利用が進められている区域として知事が定める区域内に建設する場合にあつては、知事が定める事業とする。</u>	
(略)						(略)					
26	土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土	(略)	(略)	(略)	26	土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業	(略)	(略)	(略)

新						旧					
		地区画整理事業									
(略)						(略)					
備考 1 ～ 7 (略)						備考 1 ～ 7 (略)					
別表第 3 (第 5 条関係)						別表第 3 (第 5 条関係)					
番号	対象事業の種類		実施計画書の提出の時期			番号	対象事業の種類		実施計画書の提出の時期		
(略)						(略)					
19	土石の採取	(1) (略)	(略)			19	土石の採取	(1) (略)	(略)		
		(2) 土石採取場の増設の事業	採石法の適用を受ける岩石の採取に該当する事業にあつては同法第33条又は第33条の5 第 1 項の規定に基づく認可申請前、砂利採取法の適用を受ける事業にあつては同法第16条又は第20条第 1 項の規定に基づく認可申請前、森林法の適用を受ける土石の採掘に該当する事業にあつては同法第10条の2 第 1 項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土石の採取に該当する事業にあつては同法第25条の規定による許可申請前、農地法の適用を受ける事業にあつては同法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請前					(2) 土石採取場の増設の事業	採石法の適用を受ける岩石の採取に該当する事業にあつては同法第33条の規定に基づく認可申請前又は同法第33条の5 第 1 項の規定に基づく認可申請前、砂利採取法の適用を受ける事業にあつては同法第16条の規定に基づく認可申請前、森林法の適用を受ける土石の採掘に該当する事業にあつては同法第10条の2 第 1 項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土石の採取に該当する事業にあつては同法第25条の規定による許可申請前、農地法の適用を受ける事業にあつては農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請前		
20	発生土処分場の建設	(1) 発生土処分場の新設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2 第 1 項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第 1 項又は第55条第 1 項の規定に基づく許可申請前			20	発生土処分場の建設	(1) 発生土処分場の新設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2 第 1 項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第30条第 1 項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第 1 項又は第55条第 1 項の規定に基づく許可申請前、 <u>神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第 3 号）</u> の適用を受け		

新				旧			
							る事業にあつては同条例第9条第1項の規定に基づく許可申請前（同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前）
	(2) 発生土処分場の増設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前			(2) 発生土処分場の増設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第30条第1項又は第35条第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づく許可申請前（同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前）	
(略)				(略)			
28	宅地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく許可申請前		28	宅地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内において行われる事業にあつては同法第12条第1項の規定に基づく許可申請	

新				旧			
						前又は同法第15条第1項の規定に基づく協 議前	
備考 1・2 (略)				備考 1・2 (略)			